



# 参議院議員 石井みどりNEWS



## 歯科医療現場におけるFC／FGの使用 **これまで通り可能に**

厚生労働省は11月11日、歯科医療現場におけるFC／FGの使用についてこれまで通りの取扱いとする旨の報告書を出した。特定化学物質障害予防規則等の改正により、ホルムアルデヒドを使用する場合には業務従事者に対し年2回の健康診断の実施等が必要となる可能性が出ていた。しかし、ホルムアルデヒドを、ドラム缶等を使用し大規模に使用する現場と少量しか使用しない歯科医療現場等を同一に取り扱うことに日歯会員からも疑問の声があがっていた。そこで、石井みどりは歯科医療現場で使用されるホルムアルデヒドの使用状況を説明し、滅菌器同様に例外扱いにする事等、現場に即した対応をすべきと提案してきた。

このたびの特定化学物質障害予防規則等の改正によって、ホルムアルデヒドを取り扱う診療所では、本年4月から業務従事者に対し年2回の定期的な健康診断が義務付けられることとなった。また、来年（平成21年）3月からは、診療所において年2回の作業環境測定士（国家資格）による作業環境の測定及びその記録と評価の記録を30年間保存することや局所排気装置の設置等が義務付けられることになっていた。しかし、ホルムアルデヒドは歯科医療、医療機関等における病理学的検査、大学の解剖実習等において幅広く使用されていることから、円滑な施行に資するため、歯科については日本歯科医師会からのヒアリング等が「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」において行われ添付の通り整理された。

厚生労働省は医療現場におけるホルムアルデヒドの取扱いについて議論するため、同検討会を本年7月22日に発足させ、これまで5回に渡り開催してきた。報告書では、ホルムアルデヒドの取扱いが短時間、低頻度であり気中濃度が著しく低い場合には、健康影響についてもリスクが低いことから、特定業務従事者の健康診断実施の必要性は低いとされ、歯科診療所においてはこれまで通りのホルムアルデヒドの取扱いが可能となった。

※詳細は、厚生労働省のHPをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/s1027-15.html>



参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館206号室

電話番号： 03-3508-8206

FAX：03-5512-2206

e-mail：midori\_ishii@sangiin.go.jp

HP：http://www.ishii-midori.jp/

自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行

# 報告書概要

	作業環境測定及び健康診断	発散抑制措置	その他
歯科医療	<p>取扱いが短時間、低頻度であり気中濃度が著しく低い場合、作業環境測定及び特定業務従事者の健診(安衛則45条)の対象とはならない。 (平均的な使用頻度は1月12件、1件当たりの治療時間も10秒から30秒程度、最大限発散した場合でも管理濃度以下であることをヒアリングにより確認)</p>	<p>特化則5条第2項ただし書きに従い、局所排気装置等の設置が著しく困難な場合には、全体換気装置の設置等が義務づけられる。 (発散源が口腔内等であり、発散源を囲い込むことが医療行為自体を妨げる可能性があることがヒアリングにより確認)</p>	<p>作業主任者を選任し、その者に保管、配置に際し、作業方法等について、労働者を指揮させることが重要 (作業主任者の選任は従来より義務づけられている)</p>
病理学的検査	<p>病理検査室、衛生検査所等において行われている病理学的検査については、通常年間通じて行われており、作業環境測定等及び特定業務従事者の健診の対象となる。 医療機関において、病理検査室以外で内視鏡検体等生検等のためホルムアルデヒドの小瓶を開閉する作業を行う場合で、取扱いが短時間、低頻度であり気中濃度が著しく低い場合、作業環境測定及び特定業務従事者の健診の対象とはならない。 (平均的な使用頻度は大病院で1回の瓶の開封が5秒程度、1日当たりの使用頻度が日に10回程度、小瓶の蓋を開けている際の濃度は検出下限以下であることをヒアリングにより確認)</p>	<p>病理学的検査においては、ホルムアルデヒドを取扱う作業場所を集中化することが重要。作業を集中化した病理検査室等においては、局所排気装置等の設置が必要。 病理検査室以外において、局所排気装置の設置が著しく困難な場合には、特化則5条第2項ただし書きに従い、全体換気装置の設置等が義務づけられる。 (感染防止のため手術室内を陽圧に保つ必要があること、局所排気装置等の設置が医療行為自体を妨げる場合があることをヒアリングにより確認)</p>	<p>病理学的検査においては、ホルムアルデヒドを使用する作業場の集中化、有害性の少ない製剤への変更、組織保存室の設置等、作業改善が有効。 こうした具体的な作業改善事例等の周知は、日本病理学会等により実施。</p>
解剖	<p>正常解剖の解剖準備室における解剖体の防腐処置、保存等の作業及び司法解剖室は、通常常時取扱い作業に該当し、定期的な作業環境測定等及び特定業務従事者の健診の対象となる。 正常解剖の解剖実習室における実習については、通常年間3か月程度であるが、毎年繰り返す作業であることから、定期的に測定を行い、測定結果に基づき、作業環境改善等を行うことが望ましい。 (平均的な実習期間は3か月程度、実習室の濃度も平均で管理濃度以上であることをヒアリングにより確認)</p>	<p>正常解剖の解剖準備室及び司法解剖室においては、局所排気装置等の設置が必要。 解剖実習室においては、局所排気装置等の設置が著しく困難な場合には、特化則5条第2項のただし書きに従い、全体換気装置の設置等が義務づけられる。 (実習のための解剖体が多いこと、解剖体の剖出した臓器が新たな発生源となること、発散源が移動すること等から局所排気装置の設置が著しく困難な場合があること、全体換気装置等の補助装置として、解剖実習台に付設する移動型の換気装置等が開発されていることをヒアリングにより確認)</p>	<p>解剖においては、余分なホルムアルデヒドの置換、防腐措置の密閉化等、作業改善が有効。 こうした具体的な作業改善事例等の周知は、日本解剖学会等により実施。</p>